

令和6年

告示第85号

北秋田市林業インターンシップ補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、継続した森林整備を実施するにあたり、林業や木材産業（以下「林業等」という。）に従事する者の高齢化や、人口の減少により担い手不足が懸念されている中で、事業継続に必要な担い手を確保することを目的に、林業等へ興味・関心のある人材に対する就業体験制度利用に係る費用を補助することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象者は、林業等に興味・関心を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助の対象しない。

(1) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた者

(2) 他の補助金等を利用し、次条に基づく同一の対象経費の交付を受ける者

(補助期間及び補助対象経費)

第3条 インターンシップの期間は、3日以上5日以内とし、補助金の対象は、インターンシップに要する交通費、市内での宿泊費、傷害保険料とする。

(補助金額)

第4条 補助金は予算の範囲内で交付するものとし、北秋田市職員等の旅費に関する条例（平成17年北秋田市条例第40号）に定める額を超えない金額とする。また傷害保険料は実額を補助する。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる

書類により提出しなければならない。

(1) 補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 交通費、宿泊費、傷害保険料が明記された見積り書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、インターンシップ利用開始予定日の10日前(申請日が週休日となる場合は、その週休日の前日まで)までに行わなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金の交付が適正と認めるときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)、補助金を交付しないことと決定したときは補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条の規定による交付の決定通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、市長が定める日までに補助金交付取下げ届(様式第4号)により、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の決定はなかったものとみなす。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為によって補助金の交付を受けたと認められるとき。

(2) この要綱に定める規定に違反したとき。

2 前項の規定による補助金の交付決定の取消しは、補助金交付決定取消通知書(様式第5号)により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、インターンシップ終了後、速やかに実績報告書（様式第6号）に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 交通費、宿泊費、傷害保険料に係る支払を証明する書類の写し
- (2) 研修を受けたことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、補助金の実績について検査を行い、その結果が補助金交付決定の内容に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金交付額確定通知書（様式第7号）を交付しなければならない。

2 市長は、補助金確定額を第5条の規定により交付決定した補助金の額から変更する場合、補助金交付決定額変更兼確定通知書（様式第8号）により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 申請者は、前条の規定による補助金交付額の確定通知を受けたときは、市の指定する請求書（様式第9号）により補助金を請求できるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求があったときは、補助金交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該補助金が既に交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

北秋田市長 様

住 所

所 属

氏 名

印

年度において、次のとおり補助金を交付されるよう北秋田市林業インターンシップ補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき申請します。

- 1 補助金の名称 北秋田市林業インターンシップ補助金
- 2 補助金の申請額 ¥ _____ . -
- 3 補助金の目的
及 び 内 容
- 4 補助事業の実施期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
- 5 添付書類 交通費、宿泊費、傷害保険料が明記された見積り書類（写）

第 号
年 月 日

様

北秋田市長



年 月 日付けで申請があった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、北秋田市林業インターンシップ補助金交付要綱第6条に基づき通知します。

- 1 補助金の名称 北秋田市林業インターンシップ補助金
- 2 補助金の決定額 ¥ _____ . -
- 3 補助金の目的
- 4 交付条件
 - 1 補助金は交付の目的以外に使用しないこと。
 - 2 事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。
 - 3 この交付決定通知書の内容に不服があるときは、10日以内に文書により申請の取下げをすることができる。
 - 4 その他市長の指示に従うこと。

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

北秋田市長



年 月 日付けで申請があった補助金については、次のとおり交付しないことに決定したので、北秋田市林業インターンシップ補助金交付要綱第6条に基づき通知します。

- 1 補助金の名称 北秋田市林業インターンシップ補助金
- 2 交付しないこととした理由

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

北秋田市長 様

住 所

所 属

氏 名

印

年度において、次のとおり補助金の交付について取り下げますので、北秋田市
林業インターンシップ補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき届け出します。

- 1 補助金の名称 北秋田市林業インターンシップ補助金
- 2 補助金の申請額 ¥ _____ . -
又は決定額
- 3 取下げの理由

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

北秋田市長



年 月 日付け指令北秋農 号で交付の決定した補助金について、
下記のとおり取消ししたので、北秋田市林業インターンシップ補助金交付要綱第8条第
2項の規定に基づき通知します。

- 1 取消しする事項
- 2 取消しの理由
- 3 既交付決定額 ¥ _____ . -
- 4 取消し後の交付決定額 ¥ _____ . -

年 月 日

北秋田市長 様

住 所

所 属

氏 名

印

補助事業が終了したので、その実績を次のとおり報告します。

- 1 補助金の名称 北秋田市林業インターンシップ補助金
- 2 補助事業の種類
- 3 補助金の決定額 ¥ _____ . -
- 4 補助金の実績額 ¥ _____ . -
- 5 差引増減額 ¥ _____ . -
- 6 交付決定年月日 年 月 日
- 7 交付決定通知書指令番号 指令 号
- 8 補助事業終了日 年 月 日
- 9 添付資料 交通費、宿泊費、傷害保険料に係る支払を証明する書類（写）
研修を受けたことを証明する書類

様式第7号（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

北秋田市長



年 月 日付け指令 号で交付決定した補助金については、
年 月 日付けの実績報告に基づき次のとおり交付額を確定したので、北秋田市林
業インターンシップ補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき通知します。

- 1 補助金の名称 北秋田市林業インターンシップ補助金
- 2 補助金の確定額 ¥ . -

様式第 8 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

北秋田市長



年 月 日付け指令 号で交付決定した補助金については、
年 月 日付けの実績報告に基づき次のとおり交付額を変更し、あわせて交付額を
確定したので、北秋田市林業インターンシップ補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定に
基づき通知します。

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 補助金の名称 | 北秋田市林業インターンシップ補助金 |
| 2 補助金の変更額 | ¥ _____ . - |
| 3 補助金の確定額 | ¥ _____ . - |

様式第9号（第11条関係）

請求書（精算払・前払金）		年 月 日
北秋田市長 様		
（ 部 課）		
		住 所
		債権者 所 属 氏 名
		Ⓜ
次のとおり請求します		
請求金額 ￥ _____ . _____		
内 容	契 約 （ 指 令 ） 金 額	
	前 回 受 領 金 額	
	今 回 請 求 金 額	
	今 後 請 求 予 定 金 額	
経費の内訳		
（ 年 月 日付け指令 号による補助金等）		
支払方法	口座振替払・隔地払・その他（ ）	
口 座 振 込 払 の 振 込 銀 行 及 び 口 座 番 号	銀行	支店
隔地払の場所	銀行	支店
摘 要		